

指定介護保険サービス事業者の行政処分について

姫路市は、介護保険法（平成9年法律第123号。以下「法」という。）第78条の10及び第115条の45の9の規定に基づき、以下のとおり指定介護保険サービス事業者の指定の一部の効力の停止を行いました。

1 処分対象事業者

(1) 法人の概要

名 称	株式会社リーブクラウド
所 在 地	姫路市青山西二丁目17番25号
代 表 者	代表取締役 松中 茜

(2) 事業所の概要

名 称	デイサービスセンターシャングリラ青山姫路
所 在 地	姫路市青山西二丁目17番25号
サービス種類	地域密着型通所介護、第一号通所事業
指 定 日	地域密着型通所介護・平成28年4月1日 第一号通所事業・平成29年4月1日

2 処分の内容

処分年月日	令和8年4月20日
処分内容	指定の一部の効力の停止（新規利用者の受入停止）
効力停止期間	令和8年5月1日から同年7月31日までの3か月間

3 処分理由

(1) 地域密着型通所介護

不正請求【法第78条の10第8号該当】

入浴介助の実施記録として「入浴表」を作成しているが、令和6年2月から令和7年2月までの請求状況を精査したところ、当該入浴表と入浴介助加算（I）の請求内容に不一致が認められた。具体的には、入浴表に実施記録のない日において、入浴介助加算（I）を不正に請求していた。

また、請求担当者はこの不一致を認識しながらも、算定の修正を行うことなく継続して請求を行い、介護給付費1,075件436,020円（姫路市被保険者分）を不正に請求した。

(2) 第一号通所事業

法令違反【法第115条の45の9第6号該当】

対象事業所は、地域密着型通所介護において、上記の違反行為が行われていた。

4 経済上の措置

上記3に記載の不正利得について、法第22条第3項に規定する40%の加算金を加えた額（545,232円）を徴収する。

5 利用者の保護

指定の一部の効力の停止（新規利用者受入停止3か月間）であるため、既存の利用者については引き続き当該事業所を使用することができる。